

事 務 連 絡
平成25年 3月 1日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（医療福祉担当）

診療費受付データ審査前入力時の注意点について

労災診療費審査業務において、労災診療費請求書及び労災診療費請求内訳書の審査前入力は、毎月1日から審査前入力締切日（概ね15日）までの間（以下「入力期間」という。）に、労災行政情報管理システムに入力することとしているところであり、この審査前入力のデータは労災診療費被災労働者援護事業（以下「援護事業」という。）においても活用され、入力期間中に入力された診療費相当額が同じ月の25日（原則）に、援護事業者から契約医療機関に対して貸し付けられているところです。

しかしながら、局において入力期間が守られなかったために、所定日に貸付けができなかった事例が数件発生しております。ついては、入力期間中における審査前入力を徹底いただくようよろしくお願いいたします。